

令和4年 第10回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和4年9月26日(月) 午後1時30分～午後2時56分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 井上 豊
	7番 芝崎 篤子	8番 眞砂 幸光	9番 神宮 俊夫
	10番 戸塚 勉	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 田中 正明	14番 中山 範雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 安中市登録空家等に付随する農地の指定申請について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 幸則	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	新部 俊之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和4年第10回農業委員会総会を開会します。

出席委員は17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、7番芝崎篤子委員・10番戸塚勉委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。
次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。
令和4年8月25日開催の第9回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係3件、5条関係14件につきましては、令和4年9月16日付で許可書を交付しました。
次に、有限会社〇〇から届出のありました農地法第43条の規定による農作物栽培高度化施設設置届出書につきまして、第9回総会、議案第4号により受理の決定がなされたところですが、関係法令であります農地法関係事務処理要領において、受理決定後に受理の通知を行った場合は農業委員会に報告することと規定されておりますので、今回報告をいたします。届出により農地転用手続は不要となりますが、今後、農地法第30条の規定による利用状況調査の対象として、農作物の栽培状況の確認を毎年行うこととなります。
現況証明の8月分取扱いについてですが、2件、2筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付しました。
群馬県農業会議の第6回常設審議委員会が9月16日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席しております。
報告は以上となります。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題といたします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。
令和4年9月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の7件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しません。許可要件は満たすと考えます。
以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
本案について意見のある方はお願いします。

5番。

5番委員 議案1号、農地法第3条関係でございますが、7番であります。畑と水田なのですが、畑のほう、実にきれいになっている畑です。それから、〇〇の下の田んぼも稲が茂って、稲の作付がしてあります。この譲受人見たら、所有が草刈機と軽トラックと書いてあるのですけれども、多分耕運とか水田の作付は地域の村の人に頼んでおるかと思います。問題は全くありません。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第1号、農地法第3条の2番です。これは農地付き空家に関する申請につき、問題はないかと思われま。

議長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第1号、農地法第3条の1番です。この方は〇〇で広い面積を、一番右にあります農機の確保状況を見ても分かるように、大変熱心にやっておりますので、問題はないと思います。

議長 ほかにありますか。

9番。

9番委員 9番です。議案1号、4番、この前の9月21日のときに現場視察したときには大分草が生えて、あまり管理されていないという状況だったのですけれども、本日また行きましたら、よく草も刈りて、全部耕起されていまして、特に問題ないと思います。お願いします。

議長 ほかに。

10番。

10番委員 10番です。議案第1号、農地法第3条の規定による申請であります。5番と6番でございます。この案件は、5条10番の営農型太陽光発電に関する地上権設定でございます。3年間の更新でございますが、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番。議案第1号、農地法第3条、3番です。営農型の太陽光発電ですけれども、地上権については特に問題はないと思います。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。
議長 それでは、お諮りいたします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。
議長 異議なしと認め、1班に3番から6番の4件、2班に7番の1件、3班に1番及び2番の2件、以上合計7件を付託いたします。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年9月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、9月21日に実施された案件のうち、営農型太陽光発電用地案件、申請番号の5番から11番において営農状況がよくない状態が見受けられました。

この後申請者の説明もあります。ご参考の上、ご審議願います。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。令和4年9月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第5条の申請は、議案書2ページから3ページ記載の19件及び議案書4ページ記載の計画変更1件の計20件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件は満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

16番。

16番委員 16番です。議案第2号、農地法第5条の4番案件なのですが、これは住宅と太陽光発電、その中間地のところで、周りに田畑もなく、問題ないと思われま。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第2号、農地法第5条の1番、6番、16番、17番の4件です。

まず、1番です。これは、東は資材置場、北は宅地で、3種農地で問題はないと思われます。

6番です。これも3種農地で、西は住宅、北は今住宅の工事をしていまして、東は駐車場ということで駐車場に囲まれていまして、これも問題ないと思います。

16番です。16番は、国道の南側に〇〇があり、その隣の畑でありまして、西側は貸出し人の畑で露天駐車場ということで、これは問題ないと思います。

17番です。周りが宅地化が進み、やむを得ないところでありまして、問題ないと思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

3番。

3番委員 3番です。議案第2号、農地法第5条関係の13番と14番、15番、この3件でございます。

まず最初に、13番なのですけれども、この土地については、今住宅がこの辺建っている場所であります。また、その隣には耕作放棄地になっているところでございますので、3種農地でこれは問題ございません。

それから、14、15は同じ敷地内なのですけれども、この場所については、前に申請出たのですけれども、一旦取り下げて、また出てきた土地でございます。この周り田んぼなのですけれども、自分で借りて耕作している場所なので、問題ないと思われますので、よろしくお願います。

議長 ほかにありますか。

10番。

10番委員 10番です。議案第2号、農地法5条の許可申請の関係で、10番と11番、先ほどの3条の中の同一案件でございまして、これは賃借権設定なのですけれども、営農型の経営内容がちょっと、カボチャの栽培現地で視察したところ、ちょっと熱意が感じられないものがありました。今日、本人が来られるということなので、皆さんよろしくお聞きになっていただきたいと思います。

議長 ほかにありますか。

8番。

8 番委員 議案第 2 号、農地法第 5 条の 5 番です。〇〇、〇〇の前に〇〇があるのですが、その、〇〇の入ったところの右側の土地になります。譲受人が元この付近に住んでいた人で、譲渡人、こちらのほうもその一族ということで、場所的にはだんだん耕作ができないようなところに、高齢者のためなっていますので、いたし方なく思いますし、問題はない土地なのかなと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ほかにありますか。

9 番。

9 番委員 9 番です。議案 2 号、農地法第 5 条の 3 及び 9。3 についてですけれども、これは特に〇〇のお宅建築させていただきたいということで、特に隣接農地に影響はないと思われまゝるので、よろしくお願ひいたします。

それと、9 番。これは、先ほど 3 条 4 番と同一案件。営農型太陽光発電用地についてなのですけれども、こちらのほうの現地確認をしたときもあまり、先ほど言われましたように、営農意欲はないのかなと思われまゝしたけれども、今日見に行ったら全部草刈りがきれいにされていましたので、特に問題はないと思ひいます。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番。議案第 2 号、農地法第 5 条の 8 番と 1 2 番です。8 番につきましては営農型発電。先ほども出ておりましたが、申請書にはカボチャの作付ということでございます。現地調査行ったところ、確かにカボチャは植わっていましたが、とても収穫できる状況ではなく、しっかりした販売を目的とした管理ができていないというのが目に見えて分かる土地でございます。これは、しっかりした指導をしていかないとまずい案件だと思っております。

続きまして、1 2 番です。これは、申請地の反対側の工場の駐車場用地ということでございます。譲渡人は、もう耕作ができないほど高齢でありまして、申請地も住宅に挟まれている土地で、特にほかの農地に問題がある場所ではありまゝせんので、よろしくご審議お願ひします。

議 長 ほかにありますか。

1 1 番。

1 1 番委員 1 1 番です。2 号、5 条の 1 8 番ですが、この申請地は、〇〇の 2 0 0 m ぐら

い東の場所なのですが、長年耕作された様子もない。また、周りもほとんど休耕地で長年耕作された様子はないということで、これは3種農地ということで特に問題ありませんので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第2号、農地法第5条の許可申請のうち、7番ですが、この田んぼないし畑は、県道と住宅3軒に囲まれた場所です。それで、本人はもう高齢ということで、実はこの申請の畑と田んぼの県道を挟んだ隣に住宅があったのですが、もう既にこの住宅も更地にしてしまっていて、この場所には本人はもういないということです。高齢もありまして、草刈り等の耕作も含めて管理はできないということで、いたし方ないかなと思っております。

以上です。

議長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第2号、農地法第5条関係の19番です。先日21日の現地調査で見ていただいた案件です。周辺住宅地でありまして、問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 それでは、お諮りいたします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に8番から11番の4件、併せて計画変更1番の計5件、2班に12番から19番の8件、3班に1番から7番の7件、以上合計20件を付託いたします。

これより書類審査のため、暫時休憩といたします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2:05)

(書類審査)

(再開午後 2:24)

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の3番から6番及び関連する議案第2号、農地法第5条関係の8番から11番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号3番から6番及び議案第2号8番から11番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号3番ほか申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

3番ほか申請者 皆さん、お世話になります。〇〇株式会社、〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。

〇〇の栽培担当の〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、お世話になります。本日は、弊社、〇〇株式会社と〇〇の安中への更新関係ということで4件お世話になりまして、貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、説明させていただきます。農地法第5条第1項の規定による許可申請書でございます。こちら、借受人、〇〇株式会社、貸出人、〇〇。こちらが安中市の〇〇、〇〇平米のうち、〇〇平米。こちらが土地の所有者は〇〇で、耕作者〇〇となっております。同じく別所〇〇、〇〇平米のうち、〇〇平米。〇〇番地、〇〇平米のうち、〇〇平米を営農型太陽光発電用地として一時転用ということで、賃貸借権の設定で申請するものでございます。

続きまして、安中市〇〇、〇〇平米のうち、〇〇平米。〇〇、〇〇平米のうち、〇〇平米。こちらも営農型太陽光発電用地として一時転用を申請するものでございます。

続きまして、〇〇、〇〇平米のうち、〇〇平米。こちらも営農型太陽光発電用地として一時転用を申請するものでございます。

それと、〇〇、〇〇平米のうち、〇〇平米、こちらも営農型太陽光発電用地として一時転用するものでございます。

それで、申請につきましては、更新の権利の設定移転期間ということで、令和4年10月16日から令和14年10月15日の10年間ということで申請のほうはさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

それとあと、農地法3条の第1項の規定による許可申請書でございます。こち

らも借受人、〇〇株式会社で、貸出人、有限会社〇〇。地上権の設定を、先ほどの申請する4件の申請書に基づきまして、同じく地上権のほうを設定させていただきたいというものでございます。こちらにつきましても10年間ということで申請のほうをさせていただきました。

あと、皆様のお手元に写真のほうをお配りさせていただきまして、こちらが昨日現在の各圃場の状況ということになっておりまして、各圃場の除草と、あと耕運まで済んでいるというような状況でございます。

なかなか管理のほうが行き届かなくて、草があつてなんていうことで、各担当する農業委員さんのほうからご意見のほうをいただきまして、事務局からも管理のほうの関係でいただいたということで、今回申請に当たりまして、本来であれば事前にこちらのほうでしなければならぬところをご指導していただいたところにつきましては、誠にこちらの段取りが悪かったというところでもございますので、おわび申し上げます。今回の申請につきまして、農業委員さんの、また農業委員会の皆さんの意見のほうを参考にさせていただきまして、今後の業務、作物の栽培づくり、営農のほうに役立てさせていただければと思いますので、どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 よろしいですか。

3番ほか申請者 はい。

議長 申請者の説明が終わりました。
質問等のある方はお願いします。

12番。

12番委員 12番です。どうもお疲れさまです。先ほど草があつたので、耕作した、耕したという話なのですけれども、カボチャを作っているの、カボチャはもう収穫したのですか。収穫済みということですか。

3番ほか申請者 カボチャを収穫し終わった後に一応除草と耕うんはさせていただきました。

12番委員 後でまた収量のことを聞かせていただきたいのですけれども、これは元年10月16日に許可が下りた案件なので、植付けは翌年の令和2年ということになりますよね。3年に収穫の成果が報告されていまして、大体反収の平均単価、反収の50%収量があつたということなのですが、知見を有する者ということで申請のときに上げていただいている方には、カボチャの指導ですよね。管理とか育成の。それは、当初からずっと通して指導いただいているわけですか。

3番ほか申請者 今回の申請で、〇〇様という名前で今回の申請のほうはさせていただいて

います。

1 2 番委員 当初と違うわけ。

3 番ほか申請者 当初は弊社の〇〇という本部長のほうが〇〇出身で、栽培経験40年あります者がやっていたのですけれども、今年の申請から〇〇の〇〇様という方にちょっと、いずれにしても去年も50%しかできていないということでありましたので、今回更新に当たりまして、今後そういうことがないようにというので〇〇様のほうに依頼しまして、知見を有する者ということで指導していただくというようなことになります。

1 2 番委員 今回は新たになるのですか。

3 番ほか申請者 今回からになります。

1 2 番委員 前の方は、3年の収穫はその方の指導で、4年、今年もその方の指導を。

3 番ほか申請者 この次の作付からです。

1 2 番委員 今年の収量につきまして、実際耕す前に一応見させてもらっているのですよね、現場を。どのくらい収量あったかというのをあまり期待できるような様子でなかったもので、その辺、去年、3年度が50%で今年は何のぐらいの収量があったのかなと思うのですけれども。

3 番ほか申請者 〇〇から発表させていただきます。〇〇に関しては、収穫は出来ていない状態で、〇〇に関しては約20%、〇〇のところに関しては3割収穫をしているという現状です。

1 2 番委員 かなりあれですよ。期待していたのですよね。3年度50なので、70なり80なり、カボチャ、営農型に向いているのかななんていうので思っていたのですけれども。

3 番ほか申請者 今年、定植は全圃場で行ったのですけれども、植える時期が6月の末とか遅くなってしまって、暑さにやられてしまって、そこから抜けが出てきてしまった部分があって、それで収量が落ちてしまったのではないかと、それが原因だとは思っています。

1 2 番委員 管理の面でもちょっと見た感じだと、知見を有する方の指導の仕方がちょっと足りなかったのだから、見て、そこになじむのかなという感じを受けたものですから。10年てご希望されているのですけれども、3年ぐらいでその辺を今後、今までの実績を見て、70%、80%期待していたものですから、その辺そういうことで、それは今後の了解をそちら心づもりということで、あとは50%だ20%だ、ゼロだということじゃなくて、毎年、書類上というかこの席で、収

穫が終わった時期に来て報告、一応1年に1遍いただければというようなことを考えているのですが、その辺はまた許可のときの説明になるかと思います。期待していたので、頑張ってください。10年というのは無理でございまして、よろしく願いいたします。頑張ってください。

議長 ほか質問のある方挙手お願いします。

16番。

16番委員 16番です。お疲れさまです。現地調査、私も同行させていただきまして見ただけですけれども、〇〇の圃場ですか、ここは草だけでカボチャの苗が一つもなかったように思うのです。収量ゼロ%ということなので、ここにいくまでの手を打てなかったのかどうかという。そういう指導というか作業というのは、どういう形で進めていかれたのか、ちょっとご説明お願いできますか。

3番ほか申請者 当初の予定で6月後半に植えるという計画を立てていまして、このとき植えたのですけれども、先ほどもお伝えしたのですけれども、植えたものが枯れてしまったりとか暑さにやられてしまって本来広くカボチャが広がる予定だったのが抜けが出てしまって、そのときに7月中旬とかになってしまったので、補植とかタイミングでできていなかったというのが原因なのだと思います。

議長 16番。

16番委員 続けて質問なのですけれども、苗って植えっ放しなのですか。苗は植えっ放しでそのまま放置してできる、カボチャがなるまで、できるまで。草刈りとか、そういったのを定期的にスケジュールの中に入れてやっていて、あの状態だったのですか。一応ここに写真は撮ってきたのですけれども、あの状態だったのかなど。これから先のこともありますので、そこら辺のもっとまめに圃場管理をお願いしたいなと思ひまして。

3番ほか申請者 次回からしっかり除草だったり防除だったりそういう事も細かく計画して実施してやっていきたいと思ひます。ありがとうございます。

すみません、今の関係で〇〇につきましては苗のほうは活着しなくて、実際放置してしまいましたということが事実でございまして。今後そのようなことがないように、皆無にならない、またあくまでも8割要件を目指して取り組んでいくということが基本でございまして、そこら辺は反省しまして次に取り組んでいきたいと思ひますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかありますか。

8番。

8番委員 1つ。この写真、現地も行ったのですけれども、写真の中に写っています〇〇とか〇〇ですか、ネット、周りの防鳥ネットというのですか、これ下がたしか30cmぐらい開いていますよね。上はそんなに、1m50ぐらいだったかな。草刈りをしやすくするために下を開けているのですか。

3番ほか申請者 はい。

8番委員 そうすると、多分ハクビシンとかタヌキとか、小動物が必ずカボチャですから入ると思うのですよね。そういったところも一番最初お伺いした〇〇の先生はご指導していただけるのですか。鳥ではなくて害獣対策をしっかりしないと、カボチャで特に甘いカボチャ、飼料用ではなくて人間が食べるようなカボチャというのは必ずそういった害獣にかじられたりします。ぜひそんな点も今後参考にしていただければなと思います。

3番ほか申請者 こういう害獣対策もできるようにしっかり行いたいと思います。ありがとうございます。

議長 10番。

10番委員 ちょっとお尋ねしたいのですけれども、来年もカボチャは作付されるのですか。

3番ほか申請者 はい。予定ではカボチャで、今年はちょっと定植が遅かった分、前倒しでしっかりやっていきたいと思います。

10番委員 ちょっと私個人のあれなのですけれども、〇〇と〇〇の土地はもともと畑だったからカボチャは可能だと思うのです。〇〇は田んぼでしょう。低いところでカボチャは難しいのではないかと。水位がたまって。それと、上に太陽光のあれがあるから、カボチャなんて放っておけば10個ぐらい普通なるのですよね。太陽が当たっていれば。太陽が当たっていないから木も育たないし、それでならないのではないかなと私は個人的に思うのだけれども、〇〇の先生がおっしゃったのだから大丈夫だと思うのですけれども、頑張ってください。

3番ほか申請者 ありがとうございます。

すみません、実例で〇〇地区というところにつきまして、今回非常に成績のいい、太陽光の下なのですけれども、圃場もございます。そのところはシートのほうを防草シートで張っておりまして、ぐじゅぐじゅするところをなくして、つるが防草シートの上について、もう格好のいいA品が8割以上採れて、そういうような場所も実際ございます。今回の〇〇につきましては、そこまでは昨日の段階ではぐじゅぐじゅしていなかったのですけれども、〇〇のほうはやはりちょっと田んぼのところで上からもまだ、先日おとといぐらい降った雨の水

が道路から入り込んでいるような、しみてくるような状態で、なかなか耕運をするのも難しいというところがありましたので、圃場につきましても作物が作りやすいようにそのところで溝を掘って、畑に入らないような対応もしていくことが必要かなというふうに思っておりますので、その辺土壌につきましても改良しながら、8割収量目指して取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ、17番から。

本日は、どうもご苦労さまです。この申請を出され、当然申請が出されれば、まず職員が現地を確認し、農業委員各委員が必ず現地を確認する、こういうことは皆さん重々分かっていると思う中で、現場がこういう写真配られましたけれども、我々が見に行ったときはとてもとても、これ畑ですかという状況でした。2か月前でしたっけ、来た方同じ方ですか。〇〇の申請のとき。2人一緒ですか。

3番ほか申請者 はい。

議長 あのときに、人員を増強して、管理体制を強化していきますという力強いお答えをいただいて、〇〇さんの営農型を許可を出したという経緯がある中で、わずか2か月後にまさかこんなひどい現場を見せられることがあるとは思っていませんでした。私たちも、個人でやっているのではなくて会社として営農型太陽光に取り組んでいただいているので、農業委員会としては非常に期待をしているところもあるし、国の政策でもありますので、ぜひしっかりした管理をしていただいて、国が目標としている8割を目標に、届かない事はあるかもしれませんが、営農をぜひ取り組んでいただきたい。先ほど8番委員からもありましたけれども、アニマルネットだけでは当然防除はできなくて、いろんなところでハクビシンが食べたのだからイノシシが食べたのだから分からないような食い散らかしたカボチャが転がっていましたので、そういった鳥獣害対策ですね。管理もそうですけれども、外部的な要因もちゃんと取り組んでいただいて、安中市農業委員会としても〇〇さんがしっかり経営していただくことが、いい圃場もたくさん持っていて、雑誌なんかに掲載されているのを私も知っていますけど、ぜひ安中市内の圃場が全国の皆さんに紹介されるような圃場を維持していただきたいという期待を込めて、最後のお願いにさせていただきます。

3 番ほか申請者 ありがとうございます。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

どうも説明ご苦労さまでした。

3 番ほか申請者 本日はありがとうございます。

(議案第 1 号 3 番ほか申請者退出)

議 長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩といたします。

(休憩午後 2 : 4 6)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2 : 4 7)

議 長 それでは、会議を再開します。

それでは、議案第 1 号に対する書類審査結果について、審査班からの報告を求めます。

1 班。

1 班班長 1 2 番です。1 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、3 番から 6 番の 4 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。ただし、許可に当たっては、申請期間を 1 0 年ではなく 3 年としてお出しいただくようによろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 2 班。

2 班班長 2 番です。2 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、7 番の 1 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3 班。

3 班班長 3 番です。3 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、1 番、2 番の 2 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第2号、農地法第5条関係は、8番から11番の4件です。及び計画変更の1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。ただし、許可に当たっては8番から11番について、申請期間を10年ではなく3年としてお出しいただくようによろしくお願いいたします。

議 長 2班。

2班班長 2番です。2班に付託された議案第2号、農地法第5条関係は、12番から19番の8件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 3番です。3班に付託された議案第2号、農地法第5条関係は、1番から7番の7件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第3号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について。

農地法第3条第2項第5号の規定により定める別段の面積の設定について、農業委員会の承認を求める。

令和4年9月26日、安中市農業委員会会長丸山征二。

農地取得下限面積（別段の面積）。農地法施行規則第17条第2項の適用について。区域、安中市鷺宮字北上平453ほか1筆。

下限面積を1アールとします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。ありませんか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について農地の指定をすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請については、原案のとおり農地の指定をすることに決定をしました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地

利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和4年9月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書6ページ記載の1件です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。ありませんか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和4年第10回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございます。

時に午後 2時56分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和4年9月26日

安中市農業委員会会長

7番委員

10番委員